

瀬戸内市 GIGA 端末貸与申請書兼誓約書

端末番号: _____

私(保護者・児童)は、瀬戸内市教育委員会から GIGA 端末等の貸与を受けるに当たり、以下の留意事項を厳守することを誓約します。

また、貸与を受けた GIGA 端末等の利用により生じた事故、損害等について、いかなる場合でも、瀬戸内市教育委員会は一切の責任を負わないことに同意します。

<貸与に係る留意事項(GIGA 端末及び付属品)>

- 1 GIGA 端末等の貸与、利用、返還について、瀬戸内市教育委員会の指示に従うこと。
 - ・貸与する機材は、精密機器です。取り扱いには十分注意し、落下や水濡れ等による破損・紛失等がないよう十分管理してください。(別紙GIGA端末の使い方を参照)
 - ・貸与された機材を破損・紛失した時は、速やかに学校へ連絡してください。
- 2 貸与を受けた GIGA 端末は、家庭での学習にのみ使用すること。
 - ・学習以外での使用、公序良俗に反することや、違法行為は厳に禁止します。
- 3 GIGA 端末を使用して、自分や他人の個人情報をインターネット上にあげるとは厳に禁止する。
 - ・自他の個人情報を故意の有無に関係なく掲載し、不利益が生じた場合には、その責任はその行為を行った者及びその保護者にあり、瀬戸内市教育委員会は責任を負いません。
- 4 GIGA 端末がウイルスに感染する恐れのある行為は禁止する。
 - ・あやしい Web ページを閲覧したり、あやしいポップアップをクリックしたりしないようしてください。
- 5 使用中は画面に近づきすぎず、30分に1回は目を休ませるなど、視力を損なわないよう配慮すること。また、画面の強い光が睡眠を妨げる恐れがあるため、就寝の1時間前からは使用を中止すること。その他、極端に生活リズムを崩すような使用は避けること。
- 6 充電の際の電気代については、家庭で負担すること。
- 7 個人でのソフトやアプリのインストール、システム等の変更は原則認めない。ただし、家庭のインターネット回線への接続は除く。
- 8 貸与を受けた GIGA 端末等を適切な管理のもとで使用するとともに、これを第三者へ貸与、譲渡しないこと。また、GIGA 端末等を担保に供しないこと。

9 GIGA 端末等を返却する際には、貸与を受けた物品等を速やかに原状回復し、返還すること。
ただし、無断での修理は行わないこと。

10 貸与を受けた GIGA 端末等を紛失、破損及びその他の理由により正常な状態で返還できない場合、借受者の故意又は重大な過失によると瀬戸内市教育委員会が認めるときは、修繕費等原状に復旧する費用を借受者が負担する。その場合、借受者の保護者は瀬戸内市教育委員会から請求された当該 GIGA 端末等に係る修理費用を速やかに支払うこと。

令和 年 月 日

瀬戸内市教育委員会 殿

瀬戸内市立 学校 年 組 番

児童生徒氏名 (自筆)

保護者氏名 (自筆)